

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

今回、ねんきん特別便を受け取って、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることがわかった。しかし、私は、申立期間当時、同保険料については自宅の近くに所在する金融機関で四半期ごとに現金納付していた。

したがって、申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できないので調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除き、i) 国民年金に任意加入した昭和 43 年 3 月から第 3 号被保険者制度が発足する直前である 61 年 3 月までの期間、及び ii) 申立人の夫が A 社を退職したことに伴い、申立人が第 3 号被保険者から第 1 号被保険者へ変更となった 63 年 7 月から申立人が 60 歳に到達する前月である平成 5 年 4 月までの期間の国民年金保険料をすべて納付済みであることから、申立人の納付意識は高かったとも考えられる。

また、申立期間及びその前後の期間において、申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に変化はみられず、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しながら申立期間のみを未納とすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から9年7月まで

平成8年9月に、国民健康保険の手続を行った時、国民年金の手続も夫婦一緒に行った。申立期間の国民年金保険料は、納税組合を通して納めた。同期間について、妻の同保険料の納付は確認できたのに、私の同保険料の納付が確認できないのはいかながなものかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、また、申立人には申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も過去に2度適正に行われていることから、国民年金制度についての理解は深く、納付意識も高いと考えられる。

また、申立人は、申立期間当初の平成8年9月に、妻と共に国民年金の加入手続を行い、同期間の保険料は納税組合で納付したと主張しており、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の妻は同期間の保険料を納付したことが確認できることから、同期間の申立人の保険料も納付されたと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間は未加入となっているが、当該期間を未加入とする根拠は見当たらず、行政側の事務処理の不備があった可能性が考えられる。

加えて、申立期間に係る申立人の国民健康保険加入履歴をA町に照会したところ、申立人は平成8年9月1日に同保険に加入したことが確認できることから、同保険及び国民年金の手続を同時に行ったとする申立人の主張には信ぴょう性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年1月

年金手帳には昭和44年6月8日から国民年金に強制加入の記録になっているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、昭和45年2月2日から強制加入の記録となっていて、申立期間が未加入となっていることには納付できない。

申立期間当時は両親と同居しており、私の国民年金保険料については両親が20歳から納付していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の資格記録がある期間について国民年金保険料を納付済みであり、その大半は前納していることや、申立人の母親も5年年金を完納していることから、申立人及びその家族の納付意識は高い。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の前後10名は昭和45年1月ないし同年2月に新規資格取得した者であることから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日は昭和45年2月ごろと推定され、その時点では申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であったことから、45年2月及び同年3月分のみ同保険料を納付して、あえて申立期間の同保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の名前が誤記載されていることや、同事務所が保管する国民年金被保険者台帳においても申立人の氏名、生年月日が訂正されていること等、行政側の記録管理に過誤があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月

私が昭和 52 年 4 月に国民年金に加入した当初は、私の母親が私の国民年金保険料を納付していた。申立期間当時の同保険料については、私の母親及び姉と一緒に地区の国民年金組合に納付していたので、私の申立期間の同保険料だけが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった A 市発行の昭和 57 年度国民年金保険料集金カードによれば、申立期間を含む 57 年 4 月から同年 7 月までの申立人に係る国民年金保険料はいずれも各月の 2 か月前に納付済みとなっていること（申立期間の同保険料の納付年月日は 5 月 27 日）が確認できる上、戸籍の附票によれば、申立人は 57 年 6 月に結婚に伴い A 市から B 都道府県 C 区に住所を移転していることが確認できる。以上のことからすると、行政側の記録管理事務が必ずしも適切に行われなかったため、申立期間の同保険料が未納となった可能性があると考えられる。

また、申立期間は 1 か月と短期間であるほか、申立人は申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間を除き国民年金加入期間に国民年金保険料の未納はない。

さらに、申立人が B 都道府県 C 区に住所を移転するまで申立人と同居していた申立人の母親及び姉は申立期間を含め同保険料は納付済みとなっていることから、申立人及びその家族の納付意識は高いものと考えられ、申立人の申立期間のみの同保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和32年4月1日に申立人の厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年7月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和32年4月から33年6月までの標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年3月ごろまで

私は、昭和32年4月から昭和33年にかけて約1年、A事業所に勤務した。本社はB区にあったが、私の勤務地はC県にあった工場だった。仕事内容はビニールの裁断で、私は正社員だった。

就職列車で共に上京し、同じ会社に就職した同僚は、本社勤務で厚生年金保険の加入記録があったこともあり、私も加入していたと思われるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の2名の元同僚の証言から、申立人が申立期間について同社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人と同姓同名、同生年月日の被保険者の記録が確認でき、当該被保険者の資格取得日は昭和32年4月1日、資格喪失日は33年7月1日と記載されていた。このため、当該記録について、同名簿の番号を基に社会保険庁のオンライン記録により検索したところ、「D」名の未統合記録であることが確認でき、電算入力時に社会保険事務所が申立人の姓を誤って入力したものとみられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和32年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年7月1日に喪失した旨の届出を社会

保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和 32 年 4 月から 33 年 6 月までの期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間直前の標準報酬月額の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所C工場における資格取得日に係る記録を昭和48年11月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月23日から同年12月1日まで

私は、昭和35年3月8日にA株式会社に入社し、平成16年6月1日に退職するまで、途中で退職をした覚えはない。転勤が一度あり、昭和48年11月23日にA株式会社D工場から同社B出張所C工場に異動した。その時の厚生年金保険被保険者としての加入記録が欠落しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書、雇用保険の加入記録並びに事業主及び同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和48年11月23日にA株式会社D工場から同社B出張所C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後のA株式会社D工場と同社B出張所C工場の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福島国民年金 事案 450

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除申請していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請手続きのハガキを A 市役所に提出したことを記憶しているので、この期間が申請免除されていることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理するオンライン記録によると、申立人に係る昭和 55 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金未加入期間のうち、55 年 7 月から 58 年 3 月までの記録は、平成 7 年 5 月 11 日に国民年金任意加入被保険者期間から国民年金未加入期間に訂正されたものであることが確認できることから、当時国民年金任意加入被保険者期間であった 55 年 7 月から 58 年 3 月までの期間は申請免除することができない。

また、A 市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、国民年金任意加入被保険者の資格喪失が、昭和 58 年 4 月に職権で行われていることが認められ、その後、61 年 3 月までの間に再び任意加入した形跡が見当たらないことから、58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間は、国民年金に未加入期間であったこととなることから、同期間については申請免除することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 451

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年4月まで

申立期間当時は、私の亡き母親が、家計のやりくりをすべて行っていたことから、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についても、私が居住しているA村において、私の亡き母親が行ってくれたと思う。

したがって、申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や確定申告書等の関連資料は無く、さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び同保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、同保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後から国民年金の被保険者資格を再取得するまでの未加入の期間であり、さらに当該申立期間については、社会保険庁の記録及び戸籍謄本から、国民年金の任意加入対象期間であることが確認できることから、同期間においては、制度上、届出日以前にさかのぼって資格取得及び国民年金保険料の納付を行うことはできない。

加えて、A村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿でも、申立期間については、国民年金の被保険者資格を取得していないため、国民年金保険料の納付は不要であることを意味する「納不」との記録があることから、申立人は申立期間において国民年金の被保険者資格を取得していなかったことが確認できる。

このほか、戸籍の附票によれば、申立人はこれまでに住所を変更したことはないことが確認でき、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出

されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年3月まで

母から、「昭和47年8月に、夫がA市B支所で、夫婦二人分の国民年金と健康保険の手続きを行った。昭和48年4月に、夫婦で厚生年金保険に入るまで、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと記憶している。」と聞いている。

父は、地域のために大変貢献した人物であり、国民年金保険料を滞納することは絶対がないので、調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人の長男は申立期間当時、申立人と同居しておらず、「申立期間当時の両親の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況については分からない」と述べている。

また、申立人の長男は「父は、A市に土地を寄付するなど、地域のために大変貢献した人物であり、国民年金保険料を滞納することは絶対がない」と述べているが、申立人及び申立人の妻には、申立期間以外にも未納期間や申請免除をしている期間がある等、証言に信ぴょう性は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から48年3月まで

昭和47年8月に、夫がA市B支所にて、夫婦二人分の国民年金と健康保険の手続きを行った。昭和48年4月に、夫婦で厚生年金保険に入るまで、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと記憶している。

夫は、地域のために大変貢献した人物であり、国民年金保険料を滞納することは絶対がないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は申立期間の同保険料の納付に関与していないため、同保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の長男は「父は、A市に土地を寄付するなど、地域のために大変貢献した人物であり、国民年金保険料を滞納することは絶対がない」と述べているが、申立人及び申立人の夫には、申立期間以外にも未納期間や申請免除をしている期間がある等、証言に信ぴょう性は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年11月1日から39年10月1日まで
②昭和43年4月14日から同年11月1日まで

申立期間の①については、昭和36年11月1日に厚生年金保険に即加入する約束で(有)A社に入社したので、3年間も厚生年金保険の加入記録が抜けていることは納得できない。また、申立期間の②については、B社を昭和43年4月13日に退職した翌日に、C社(株)に入社した。

したがって、申立期間の①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間が空白になることはありえないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、当時の事業主の証言から、申立人が(有)A社に勤務していたことは推察されるものの、社会保険庁のオンライン記録によれば、同商会在厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年10月1日であり、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる上、同商会在平成17年12月22日に解散していることから、当時の事業主に照会しても、申立人が同商会的厚生年金保険の適用を受ける者であったことを確認できる資料や証言をえることができなかった。

申立期間の②について、C社(株)に勤務していた同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推察されるものの、社会保険庁のオンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年11月1日である上、同僚は、適用事業所となった同日から厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるとともに、「会社が厚生年金保険に適用されるまで、厚生年金保険料は給料から引かれていなかった。」と証言していることから、申立人が申立期間の②に厚生年金保険料を事業主により給料

から控除されていたとは考え難い。

また、申立期間の①及び②について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録を確認することができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月から 34 年 9 月まで
② 昭和 34 年 10 月から 35 年 12 月まで
③ 昭和 36 年 1 月から同年 12 月まで

私は、申立期間の①、②及び③のそれぞれの期間においてA社(株)B支店に勤務し、トンネル工事の現場監督者として働いていた。給与明細書はないが、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。申立期間当時勤務した現場の写真をもとに調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①、②及び③の期間について、当時申立人から提出された写真及び申立人の実弟等の証言から、トンネル工事の現場監督者としてA社(株)B支店に勤務していたことは推察されるものの、社会保険事務所が保管している同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票には、申立期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

また、申立期間の①、②及び③のそれぞれに係る厚生年金保険の資格取得及び喪失の届出を行ったかどうかについてA社(株)に対して照会したところ、資料がなく不明と回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年から 36 年まで

申立人である夫について、親類の一人が昭和 31 年から 36 年までのうち 2 年間くらい A 事業所で一緒に働いていたと証言している。その親類は、同事業所で厚生年金保険に加入しているので、夫についても、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の同僚として名前を挙げた親類の証言などから、申立人が、申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは推察されるものの、申立期間について、社会保険事務所が保管している A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無く、社会保険事務所の事務処理にも不自然さはみられないことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は確認できない。

なお、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立事業所は昭和 34 年 2 月 28 日に全喪しており、申立事業所に対し、申立人の勤務実態等を確認することはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 4 月 21 日まで

私は、申立期間の①及び②の期間にA事業所B出張所に勤務しており、事務補佐員として勤務していたことを証明する証明書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人は、A事業所B出張所に事務補佐員として勤務していたことを証明する証明書を所持していることから、同出張所に勤務していたと認められるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人と同職種の同僚も確認できない。

また、申立期間の①について、A事業所に対して厚生年金保険の資格取得の届出を昭和 38 年 12 月 1 日として行ったかどうかについて照会したところ、A事業所は資料がなく不明と回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA事業所B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

加えて、申立期間の②については、調査の過程において、共済組合の加入期間であることが確認された。

なお、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。